

小郡市農業委員 募集要領

現在任命されている農業委員は、令和6年8月25日に任期満了を迎えます。そこで小郡市では、次期の農業委員を募集します。

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命します。

平成28年の「農業委員会等に関する法律」の改正以降、農業者等からの推薦された方または応募された方の中から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。

※法律により、農業委員会の構成は、原則過半数が認定農業者であることが義務付けられました。また、年齢や性別に偏りがなく構成されることが求められています。

【農業委員について】

- ・農業委員は、特別職の地方公務員になります。
- ・毎月1回開催する農業委員会で、農地の権利移転、農地転用などについて審議し、法律に基づいて、許可及び承認を決定します。
- ・農業委員会の前月に、議案の事前審査を地区ごと（小郡、三国、立石、御原味坂）に行います。
- ・現地調査を行うほか、担当地区において、人・農地プランを土台にした話し合い活動や農地のあっせんなど、農地利用の最適化を推進します。

【募集人数】 24人

【応募資格】

- (1) 農業に関する識見を持つ人
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事、その他農業委員会が管轄することに関し、その職務を適切に行うことができる人

ただし、以下のいずれかに該当する場合、農業委員になれません。

- ①暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

【任用期間】

令和6年8月26日から令和9年8月25日（3年間）

【報酬額】

会長	基本額（年額）	501,000円	1名
会長代理	基本額（年額）	390,000円	1名
委員	基本額（年額）	373,000円	22名

※会長及び会長代理は、農業委員の互選により決定します。

※農用地の最適化を推進した活動等に応じた報酬が加算されます。

【応募方法】

(1) 規定の様式に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

提出書類：小郡市「農業委員推薦申込書」または「応募申込書」

(2) 次の3通りからの応募方法があります。

① 3名以上の農業者（10アール以上耕作している人）からの推薦

② 農業団体（農事組合法人など）からの推薦

③ 自ら応募（自薦）

【申込書の配布及び提出先】

(1) 提出書類は、郵送または持参により、下記へ提出してください。

小郡市農業委員会事務局（小郡市役所南別館2階）

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

受付時間は、午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）までです。

(2) 小郡市農業委員会委員募集要項及び小郡市農業委員推薦申込書（別紙含む）、応募申込書の配布は、上記事務局窓口または市のホームページからもダウンロードできます。

【募集期間及び提出方法】

(1) 募集期間：令和6年2月15日（木）から3月15日（金）

(2) 提出方法：郵送または持参（3月15日午後5時まで必着）

【選考方法】

小郡市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出書類をもとに選考。

【情報の公表】

(1) 募集期間の中間及び終了後に、市ホームページで募集状況を公表します。

① 推薦を受けた者または応募した者の氏名、職業、性別、年齢、経歴及び農業経営の状況

② 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

③ 推薦をする者（団体の場合）の名称、目的、代表者氏名、構成員数及び構成員たる資格等

④ 推薦または応募の理由

⑤ 推薦を受けた者または応募した者が認定農業者等であるか否かの別

(2) 中間公表の予定日 令和6年3月4日（月）

【問い合わせ先】

小郡市農業委員会事務局 電話 72-2111（内線632）